

平成22年度 第1回 奈良県自立支援協議会全体会 次第

日 時：平成22年6月1日（火）
9：00～12：00
場 所：奈良県庁 5階 第1会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題 等

- ① 22年度の主な取組課題と取組方針について
- ② 圏域代表・圏域マネージャーからの年間活動計画について
- ③ その他意見交換等

4 閉 会

奈良県自立支援協議会設置要綱

(目 的)

第1条 障害者自立支援法第78条第1項の規定に基づき、地域生活支援事業として専門性の高い相談支援事業その他広域的な対応が必要な事業を実施するため、県全域及び圏域における相談支援体制の整備を図るとともに、市町村が設置する地域自立支援協議会の設置及び運営に関する助言、並びに市町村の相談支援体制の整備に関する支援を行うことを目的として、県は奈良県自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 協議会は、委員17人以内で組織する。

- 2 委員は、福祉施設の従事者、福祉サービス提供事業者、相談支援機関の従事者、学識の経験ある者、市町村の職員等のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。
- 3 任期は2年とする。

(部会の設置等)

第3条 協議会に次の部会を置く。

- (1) 療育・教育部会
- (2) 就労・教育部会
- (3) 生活部会
- (4) 人材育成部会

- 2 委員は、各部会に所属する。
- 3 自立支援協議会に、事務局機能を有する運営委員会を置く。
ただし、各部会の部会長、圏域の代表者である委員は、運営委員会に所属する。

(役 員)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会、各部会では、必要に応じオブザーバー等を招へいし、助言等を得ることができるものとする。

(所掌事務)

第6条 協議会は、次の事項について検討を行う。

- (1) 県全域及び圏域の相談支援体制の整備に関すること
- (2) 市町村が設置する地域自立支援協議会に関すること

- (3) 市町村の相談支援体制の整備に関する事
- (4) 障害者の自立と社会参加に関する事
- (5) 障害者自立支援法における人材育成の推進に関する事。
- (6) その他、協議会・各部会で検討が必要と判断された事項

(守秘義務)

第7条 委員は、本事業の実施により知り得たサービス内容、個人情報その他の事項について、他へ漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部障害福祉課において行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

平成22年度 奈良県自立支援協議会名簿

委員任期:平成21年4月1日～平成23年3月31日(2年間)

番号	21年度			22年度			役職	所属部会
	種別	氏名	所属	種別	氏名	所属		
1	委嘱	廣瀬 明彦	花園大学 准教授	委嘱	廣瀬 明彦	花園大学 准教授	会長	
2	委嘱	小西 英玄	奈良市知的障害者相談員	委嘱	小西 英玄	奈良市知的障害者相談員	委員(会長職務代理)	療育教育部会
3	委嘱	中舎 有子	社会福祉法人寧楽ゆいの会 理事	委嘱	中舎 有子	社会福祉法人寧楽ゆいの会 理事	委員	生活部会
4	委嘱	渡辺 哲久	知的障害者通所授産施設 「ひまわりの家」施設長	委嘱	渡辺 哲久	知的障害者通所授産施設 「ひまわりの家」施設長	〃	生活部会
5	委嘱	和泉 孝	社会福祉法人だるま会 だるま福祉作業所 施設長	委嘱	和泉 孝	社会福祉法人だるま会 ビバ!だるま 施設長	〃	人材育成部会 就労教育部会
6	委嘱	大野 京子	天理市社会福祉課 障害福祉係長	委嘱	大野 京子	天理市社会福祉課 障害福祉係長	〃	療育教育部会 生活部会
7	辞令	大前 亜矢子	中央こども家庭相談センター 児童福祉司	辞令	大前 亜矢子	中央こども家庭相談センター 児童福祉司	〃	療育教育部会
8	辞令	梅田 真宏	奈良県教育委員会 教育委員会事務局 特別支援教育企画室	辞令	梅田 真宏	奈良県教育委員会 教育委員会事務局 特別支援教育企画室	〃	就労教育部会 療育教育部会
9	委嘱	野澤 俊雄	奈良労働局職業安定部 職業対策課	委嘱	野澤 俊雄	奈良労働局職業安定部 職業対策課	〃	就労教育部会
10	委嘱	小島 秀一	なら障害者就業・生活支援 センター コンパス 代表	委嘱	小島 秀一	なら障害者就業・生活支援 センター コンパス 代表	〃 (奈良圏域代表)	就労教育部会
11	委嘱	鈴木 知子	(社福)萌「コスモールいこま」 相談支援担当	委嘱	高野 泰男	特定非営利活動法人 サポートセンターはあと	〃 (西和圏域M)	
12	委嘱	山岡 亨	りえぞんネットたかとり 相談支援担当	委嘱	山岡 亨	りえぞんネットたかとり 相談支援担当	〃 (中和圏域M)	人材育成部会 就労教育部会
13	委嘱	村山 政志	知的障害者通所授産施設 「ひまわりの家」相談支援員	委嘱	村山 政志	知的障害者通所授産施設 「ひまわりの家」相談支援員	〃 (東和圏域M)	人材育成部会
14	委嘱	喜多 学志	社会福祉法人総合施設 美吉野園 相談支援担当	委嘱	千葉 貴之	こだまの里 相談支援員	〃 (南和圏域M)	
15	委嘱	尾崎 功	障害者自立支援グループ サークル90 主宰	委嘱	尾崎 功	障害者自立支援グループ サークル90 主宰	〃	生活部会
16	委嘱	大久保 浩	奈良県社会就労センター協議会 会長	委嘱	大久保 浩	奈良県社会就労センター協議会 会長	〃	生活部会
17	委嘱	田ノ岡 敏雄	奈良県知的障害者施設協会 更生施設部長	委嘱	田ノ岡 敏雄	奈良県知的障害者施設協会 更生施設部長	〃	生活部会

計 17名(委嘱15名 辞令2名)

奈良県自立支援協議会の機能整理

奈良県版地域ケアシステムの実現に向けた取り組み (関係施策の実施等)

- 障害福祉課・保健予防課を中心とした奈良県の障害者福祉施策のシンクタンクの役割を担う。
- 「地域主導型」の奈良県版地域ケアシステム構築を目指す

- ・施策実施における公共性を検討
- ・協議会との共同による「地域主導型福祉施策」の実施
- ・地域づくり、医療、環境、観光、防災等

原則公開・傍聴可
(協議会での議論を県民に広報し、障害福祉を地域の中心にする)

奈良県自立支援協議会<全体会>

- ・奈良県障害福祉施策の方向性を協議し示していく → 地域ケアシステムの実現
- ・協議会全体としての整合性や統一性を確認する → 報告、提案の検討
- ・運営委員会などに対する助言、支援
- ・県施策の具体的な内容や新規施策提案などについて県協議会としての方針決定

奈良県

障害福祉課
保健予防課

- ・奈良県障害者施策推進協議会
- ・福祉連合
- ・各種団体 等

事務局会議

圏域代表 (M) 障害福祉課 保健予防課等

運営委員会

・各部長・圏域代表 (M) ・障害福祉課・保健予防課等

圏域代表 (M) などから提出された議題を整理し、奈良県自立支援協議会としてどのように検討するか (ワーキングチーム扱いか、部会扱いかなど) 決定する。
スケジュール調整 (年間を通じての計画的な取り組み)
ワーキングチームや各部会から提出された検討結果を整理し、全体会の運営を行う

部会長は全体会・運営委で選任する。

チームリーダーは部会長が選任する。

中長期検討議題やワーキングチームの検討状況の取り纏めなど、必要に応じ施策の検討や提言等を行う。

療育・教育部会	就労・教育部会	生活部会	人材育成部会
乳幼児期からのケアシステム整備を検討	学齢期(後期)から就労期における障害者就労促進やその支援体制整備について検討	生活全般(介護や余暇支援、権利擁護等)、地域移行、精神障害者支援等について検討	障害者支援に関わる者の人材育成及び県・圏域研修についての検討
<p><部会構成委員例></p> <ul style="list-style-type: none"> 療育支援関係者 児童福祉関係者 医療機関関係者 保健機関関係者 教育機関 当事者 	<p><部会構成委員例></p> <ul style="list-style-type: none"> 労働局 就労支援機関関係者 教育機関 当事者 	<p><部会構成委員例></p> <ul style="list-style-type: none"> 介護等生活施設関係者 居宅介護機関関係者 社会福祉協議会関係者 当事者 	<p><部会構成委員例></p> <ul style="list-style-type: none"> 知的障害者更生相談所 相談支援事業者等 精神保健福祉センター 当事者

検討課題に応じて組織

ワーキングチーム

具体化した課題や緊急な課題について、機動的に組織し対応

構成メンバーについては、機動性を重視するため、検討課題に対応したメンバーをワーキングチーム代表または所属部会が選任

各ワーキングチーム

地域の課題をきっちり受け止め、議論し、結果は確実に地域に返すシステム。

地域自立支援協議会で検討されたものの中で、奈良県としての協議事項を圏域Mが事務局会議を通じて運営委員会に対し議題として提出する。

地域自立支援協議会

課題

相談支援事業所等

ケア会議

平成22年度 部会活動方針

<p>1. 部会名</p>	<p>療育・教育部会</p>
<p>2. 平成22年度の 取組課題</p>	<p>障害者自立支援法が廃案になります。しかし、療育センター・相談支援センター・医療センターは障害者自立支援法とは関係なく福祉施策推進には必要不可欠です。その他、権利擁護センター・後見人センター等も今後、福祉圏域単位で機能構築すべきと考えます。</p> <p>新規事業に取り組む事と同じく、先ず圏域内での福祉施策の標準化をはかることだと考えています。</p> <p>そして、障害者自律支援法が廃案となっても、奈良県には福祉圏域は残ります。本部会だけの課題ではないですが、福祉圏域整備のため、圏域自立支援協議会の設置・開催の必要性を痛感します。そして、可能なら「圏域福祉計画」の策定も検討課題と考えます。</p> <p>ハブ機能を推進することが出来る為には、サブ機能の充実が必要です。</p>
<p>3. 具体的展開</p>	<p>先ず福祉圏域単位で、サポートブックの作成、利用ができる様になればと考えています。</p> <p>地域行政・相談支援事業所・養護学校・事業所等がサポートブックを推進できるシステム創りが、地域間格差の是正に繋がると考えます。</p> <p>サポートブック作成後、地区自律支援協議会（行政・事業所・教育機関・相談支援機関）への使用依頼・説明が必要と考えています。サポートブックが多くの方に利用していただく事により、情報の共有が出来ます。その事により、課題の共有、そして福祉施策の共有する為のシステム創りに移行を行いたいと考えています。</p> <p>また、今後奈良県福祉施策整備のため、必要なセンター機能を圏域単位で、サブ機能を市町村単位で創るシステム創りも課題です。</p>
<p>4. ワーキングチーム との連携について</p>	<p>○ 発達障害サポートブックワーキング 喜多氏をワーキングリーダーとして作成・啓発・見直しを行います。</p> <p>以下の内容に関して、部会により検討すべきと考えていますが、多くの関係者の参加を募ることにより、実働部隊としてのWTの立ち上げの必要性を感じます。また、以下の機能が福祉圏域で開設・整備されるための圏域内WTの設置の支援も必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・療育センター・相談支援センター機能整備ワーキングチーム ・障害者医療支援ワーキングチーム ・権利擁護センター・後見人センター推進ワーキングチーム <p>※ 作るだけでなく進捗状況を管理する機能も必要</p>

平成22年度 部会活動方針

<p>1. 部会名</p>	<p>就労・教育部会</p>
<p>2. 平成22年度の 取組課題</p>	<p>奈良県障害福祉計画（第2期）の第6部 地域生活と就労への支援に基づいたアクションプランの具体的な提案について</p>
<p>3. 具体的展開</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画推進のための具体的方策について検討をする。 ・ 他の都道府県及び市のアクションプランを参考にして検討を行う。 ・ 2ヵ月に1回（奇数月の第3水曜日午後）部会を開催。 <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉版アドプトプログラム ・ 県主導による障害者雇用モデルの開発・実践 ・ 福祉的就労への支援（工賃倍増） ・ 企業による障害者雇用の推進 等 <p>なお、上記内容の検討にあたり、部会構成メンバーに外部関係者（社会就労事業振興センター職員など）を入れて、検討を行いたい。</p>
<p>4. ワーキングチーム との連携について</p>	<p>現状では、ワーキングチームの立ち上げは考えていない。</p>

平成22年度 部会活動方針


1. 部会名	生活部会
2. 平成22年度の 取組課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーキングチームの活動のとりまとめ（重心WT、精神障害者班、施設入所の障害児の地域移行の検討）を引き続き実施。 ・障害者への権利侵害事件は後を絶たない。大橋製作所事件を機にまとめた「在職障害者の権利擁護通報システム」を機能させるなど、枠組み作りが必要。障害者虐待防止法の制定も見据えて、奈良県レベルでの支援センターへの構想を練っていく。 ・学齢期の精神障害児に対する支援について ・その他の課題の整理・検討
3. 具体的展開	<ul style="list-style-type: none"> ○ 6月に部会を開催し、全体方針を整理する。 <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者班を中心に、公営住宅でのグループホーム開設の取り組み → 奈良県住宅課との協議、 ・ニーズ調査を行う、支援の枠組みの整理 ・重心WTの活動の継続 <ul style="list-style-type: none"> 拠点地域の設定(磯城郡、奈良市) 7月に関係者で検討会議を開催 秋に全県的な講演会の開催を企画 (民間の補助金を申請して財源を確保する) ・在職障害者の権利擁護の取り組みの枠組み作り <ul style="list-style-type: none"> → 事例を基にケース会議を6月に開催（市町村含む） ・中学生で統合失調症を発症していると見られる生徒に対して、学校、教育委員会、医療機関、保健所など合同で調整会議を開催して本児に対する支援はもちろん、多数いるであろう同様の児童、生徒に対して今後どのような対応、支援体制をどのように構築するか、精神障害者班、生活部会、療育教育部会などからワーキングチームを設置して協議対応していく。 ・天理市のケースに続いて、西和養護学校のケースについてもケース会議の開催を検討 → 時期は、西和養護学校と協議して決定課題の整理を行い、年度内に「提言」を整理する
4. ワーキングチーム との連携について	<ul style="list-style-type: none"> ・重症心身障害児・者の地域生活支援を考えるワーキングチーム 磯城郡、奈良市で3ヶ月期間限定の検討チームを設置(課題整理と長期方針の整理)する方向で検討 → 部会で集約 ・精神障害施策検討プロジェクト 精神障害者の班で検討 ・触法障害者ワーキング会議（次回提言をとりまとめ、解散） ・児童福祉施設からの地域移行について (ワーキングは立ち上げず、部会で集約)

平成22年度 部会活動方針

<p>1. 部会名</p>	<p>人材育成部会</p>
<p>2. 平成22年度の 取組課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重層的な人材育成にむけた研修の実施 ・ 障害児(者)支援に関わる人材育成 (例：行動障害児者・重度心身障害児者等への支援者養成等)
<p>3. 具体的展開</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年度実施研修時のアンケート結果を基に、県人材育成における研修内容の企画検討や実施に携わっていただける方に集まっていたいただき、「人材育成検討会議」を年3～4回程度開催する。 ・ 「人材育成検討会議」で検討された内容を基に、人材育成部会で平成22年度県主催研修に対する議論を行い、県に提案を行う。 ・ 「人材育成検討会議」に協力していただける方が、人材育成についての視点やスキルを身につけられるような取り組みを行い、重層的な人材育成システムの構築を目指す。 ・ 県主催研修以外の研修等も含め、人材育成における課題整理を行い、解決に向けた様々な取り組みを行う。特に重点的な取り組みが必要なものについては、次年度の取組として実施できるように10月全体会で提案する。
<p>4. ワーキングチーム との連携について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「人材育成検討会議」において、人材育成に関するさまざまな意見をいただき、それを可能な限り反映する形で、県主催研修が実施できるように人材育成部会内で検討し、県に提案する。 ・ 「人材育成検討会議」が奈良県における人材育成の中心的役割を担えるように、人材育成部会がバックアップする。

平成22年度 検討対象となる地域課題と県自立支援協議会の対応

テーマ	提案者	具体的内容	提案	既存部会で検討	既存ワーキングで検討	新規部会・ワーキング設置	事務局会議・運営委で継続検討	その他
1 (継続) 自立支援協議会の活性化	鈴木委員	・現在多くの市町村で、相談支援体制の整備、地域自立支援協議会の設置・運営や地域の課題毎に部会が組織されるなど、地域に応じた相談支援体制の整備が進みつつある。一方で相談支援体制整備が進まない市町村や、自立支援協議会・部会が十分に機能していない、地域で出された課題の対応、など課題に直面している市町村がある。	・課題解決に向けた地域の先進的な取組みの紹介や、県と市町村、また圏域内市町村と徹底的な意見交換を行うことで、県と市町村関係者各間で十分に共通認識を図り、もって更に充実した相談支援体制の整備を進めることを目的にネットワークづくりの会議を開催する。 ・開催時期、内容を継続して事務局会議で詰めていきたい。				○	(関係事業等) ・障害者トータルサポート体制構築事業 ・自立支援協議会連絡会議
2 (新規) 工賃倍増計画の推進等、福祉的就労への支援策と奈良県社会就労事業振興センターとの連携について	鈴木委員	・障害者の就労支援に関する情報提供を、授産活動を行う事業所にも行き渡らせ、工賃倍増計画の推進等、福祉的就労への支援も充実させる必要がある。 ・福祉的就労への支援を充実させるためには、振興センターとの効果的な連携を進めることが必要である。	・県と振興センターで機能・役割について調整を行うとともに、部会において効果的な連携方法や取り組みについて検討していく。	○				・就労教育部会において検討を進める
3 (継続) 障害者の虐待防止に関する法的整備について	山岡委員	・障害者の虐待防止に関して、防止システムや関係機関の改善だけでは、虐待の有無やその他の事実関係をすぐに把握することが難しい。ゆえに、法的整備と責任(役割)の明確化を検討する必要がある。	・新規ワーキングチームを設置し、障害者権利条約や障害者虐待防止法等の動向を踏まえ、奈良県における障害者虐待防止条例の制定等の提案を目標に検討を行う。				○	
4 (継続) A村で引き受けている精神障害のある中学生に対する今後の対応	村山委員	・中学生で統合失調症の疑いがある生徒に対して、今後どのように支援していくのか関係機関で協議すると共に学齢期の精神障害児に対する、県の方針を協議していただきたい。	・中学生で統合失調症を発症していると見られる生徒に対して、学校、教育委員会、医療機関、保健所など合同で調整会議を開催して本児に対する支援はもちろん、多数いるであろう同様の児童、生徒に対して今後どのような対応、支援体制をどのように構築するか、精神部会、生活部会、療育教育部会などからワーキングチームを設置して協議対応していく。	生活部会	精神障害者施策検討プロジェクト	○		
5 (継続) 総合相談支援センターの設立	村山委員	・各市町村の相談支援の委託状況を見たとき、自立支援協議会の中心となっている相談支援センターがあり、圏域全体で1ヶ所のセンターを作ると機能を失くなる場合も考えられる。しかし、相談支援を行政窓口が担当しているような市町村は相談支援機能が働いていないところも見受けられる。数箇所の相談支援センターの機能を生かすため統合してセンターを設置したい	山添村、天理市、などは自立支援協議会の核になっている。そのほかの市町村委託相談支援事業所はオーバーワークになっているところもあり、圏域で支えあうほうが効果的だと感じられるが、場所がない。委託事業所などがセンターの家賃などを委託費の中から捻出することは難しく、県の施設などを無償貸与するなどの方策をこじっていただければセンター設置の実現性が高くなる。					引き続き圏域M・県・市町村等行政と継続検討及び調整
6 (継続) 行動障がいのある方への支援について	喜多委員	・自閉症などの障がいにより専門的かつ適切な支援が不足し、二次障がいとして強度行動障がい者になり、生きづらい環境下におかれている方への支援体制について検討する必要がある。	・自閉症支援等の全県的なネットワークを形成し、各関係機関支援者及び家族の支援技術を高めていくような取り組み、研修等を随時実施する ・緊急時のショートステイの受け入れ等、受け皿の確保 ・医療と福祉の連携による支援態勢				○	

22年度の達成目標		①地域自立支援協議会の奈良市における位置づけの強化および施策提言システムの構築 ②相談支援部会および事務局会議の充実											
区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
相談支援ネットワークづくり	1. 取組課題	①相談支援体制の充実 ②関係機関とのネットワークの強化 ③相談支援従事者のスキルアップ、人材育成											
	2. 目標・共通認識	①相談支援体制の充実 ②関係機関とのネットワークの強化 ③相談支援従事者のスキルアップ、人材育成 ④その他(地域生活支援事業<移動支援事業等>の内容検討、高次脳機能障がいの人々の利用できる社会資源の把握など)											
	3. ツール ①会議 ②講演会 ③圏域情報(HP) ④その他	第1木曜日の事務局会議、相談支援部会 											
	4. ネットワーク段階			地域法活支援センターネットワーク会議					指定相談支援事業所との交流会				権利擁護勉強会
(備考) 共通スケジュールへの要望 ①県自立支援協議会 ②部会 ③運営委員会 ④ワーキング ⑤その他													
人材育成	5. 取組課題	相談支援従事者のスキルアップ、地域課題の抽出能力の向上											
	6. 目標・共通認識	各相談支援事業所から困難事例またはケア会議事例の報告を受け、対応・対処スキルの向上および地域課題の整理能力を養う											
	7. ツール ①研修会の開催 ②人材育成部会 ③圏域情報(HP) ④その他	第3火曜日の相談支援部会 											
								指定相談支援向けの勉強会				居宅介護事業所向けの勉強会	

平成22年度（4～5月）圏域マネージャー活動報告概要 【西和圏域】

担当者:鈴木 知子

〇22年度（4～5月）の達成目標と、それに対する進捗状況

達成目標	自立支援協議会の活動と役割について、事業所や当事者会等の各団体に周知する →課題をキャッチし、協議会にあげることを意識してもらう。
進捗状況	事業所訪問、各部会への出席、協議会委員訪問、資料の配布等を行い、周知に努めた。

〇相談支援ネットワークづくりについて

取組課題	事業所間の連携強化→支援力、運営力の強化 事業所と行政機関の連携→共通認識をもって地域生活支援を行うための基盤づくり
目標・共通認識	①課題をとらえる力をもつことを自立支援協議会の委員に限らず、多くの人に意識してもらう ②部会で課題を取り上げ、解決方法を検討する仕組みを強化する
取組内容と成果	各部会や運営委員会において提案を行い、事業所を訪問して懇談を行った。 また、HPを活用して各協議会の情報提供を行った。 地域の自立支援協議会では、回を重ねるごとに事業所間の連携が深まり、行政機関との地域支援のあり方についての論議が活発になりつつある。 そして、西和圏域内の相談支援事業所の会議「ほっとステーション」において、事業所と合同の研修を企画しているところである。
今後の課題	自立支援協議会とは別のネットワークが構築されていくと、重層的になり、もっと豊かな地域になると推測される。 また、重症心身障害児・者への支援ネットワークの構築は圏域で考える必要がある。

〇人材育成について

取組課題	3障害の相談に対応できる人材の育成 チームアプローチ時に共通認識のもとに支援できる人材の育成 施設内の生活だけでなく、生活全体を見て支援できる人材の育成
目標・共通認識	事業所間のネットワークを推進し、忌憚なく話し合える連携をつくる 支援スキルの少ない障害(発達障害、高次脳機能障害、触法障害者)についても理解を深める
取組内容と成果	<ul style="list-style-type: none"> ・「ほっとステーション」で事例検討や研修企画を行っている。 ・人材育成検討会議を活用し、現場のニーズに沿った研修の実施を検討している。 ・HPを活用し、広く周知できるよう、できるだけ多くの研修情報を集めている。 ・権利擁護の視点も常にもてるよう、圏域担当弁護士との勉強会を各部会に提案している。
今後の課題	現場での実践があってこそ研修が生きてくるので、現場での実践を支えるためのスーパーバイザーの設置や、人材不足を解消する取り組みが必要になると推測される。

○困難な相談事例に対する助言指導

事例1

事例の概要（簡潔に）	重症心身障害のある人について、今は福祉サービスを使いながら在宅で生活しているが、親亡き後の生活に不安がある。
助言・指導の内容	解決策は見いだせていませんが、家族のニーズを聞いたり、ご本人の様子を見せてもらうなどしました。
地域課題の内容	重症心身障害のある人が、施設ではなく地域で暮らすために、今後どのような体制が必要なのか

事例2

事例の概要（簡潔に）	
助言・指導の内容	
地域課題の内容	

事例3

事例の概要（簡潔に）	
助言・指導の内容	
地域課題の内容	

その他
事例数

※困難な相談事例…ケース会議・地域自立支援協議会で取り上げられたことがあり、かつ地域課題として広域的な対応や新たな社会資源が必要であるとして、引き続き、地域自立支援協議会が主体的に取り組む場合で、その際圏域マネージャーとして助言指導を行った(または行っている)もの。

22年度の達成目標		地域自立支援協議会でのニーズに基づく施策への反映と各事業所間の連携強化。医療的ケアのネットワーク構築の検討									
区分		6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
相談支援ネットワークづくり	1. 取組課題	医療ケアの潜在ニーズの把握					地域自立支援協議会を通じた事業所ネットワークの強化。			圏域福祉マップの作成検討	
	2. 目標・共通認識	地域における地域自立支援協議会の役割の明確化 医療的ケアのニーズと現状把握									
	3. ツール ①会議 ②講演会 ③圏域情報(HP) ④その他	各部会の開催	各部会の開催 医療ケアの検討会	各部会の開催 医療ケアの講演	各部会の開催	各部会の開催 医療ニーズの実態調査	各部会の開催	各部会の開催	各部会の開催	各部会の開催	各部会の開催
	4. ネットワーク段階	福祉マップ作製検討と各事業所との連携について					福祉マップの作成とネットワークのづくり				
(備考) 共通スケジュールへの要望 ①県自立支援協議会 ②部会 ③運営委員会 ④ワーキング ⑤その他											
人材育成	5. 取組課題	相談支援能力のスキルアップ					地域課題への取り組みと施策提言力の養成				
	6. 目標・共通認識	困難事例の検討を通じて支援スキルアップを図る					地域資源づくりと施策への反映の意識化				
	7. ツール ①研修会の開催 ②人材育成部会 ③圏域情報(HP) ④その他	専門部会とは別にワーキングチームを立ち上げ検討する									

平成22年度（4～5月）圏域マネージャー活動報告概要 【中和圏域】

担当者：山岡 亨

○22年度（4～5月）の達成目標と、それに対する進捗状況

達成目標	地域自立支援協議会の活用による地域課題の把握と共有を行い、現在までの取組状況の評価と今後の取り組み方法について検討を行う。 また、地域自立支援協議会における相談支援の役割について再確認を行い、相談支援を中心とした地域ケアシステムの構築について共通認識をもつ。
進捗状況	地域自立支援協議会のあり方について、各協議会運営委員会等で提案を行う。また、連絡会議において相談支援の役割を確認し、圏域における総合相談システム構築の必要性について確認した。

○相談支援ネットワークづくりについて

取組課題	地域における相談支援事業の評価について、市町村行政も含めた検討。 相談支援事業担当者を中心とした、関係機関とのネットワークの構築。 相談支援事業の機能充実と格差是正のための、総合相談窓口の設置に向けた相談支援実施事業所・法人の調整。 相談支援事業所と障害福祉サービス事業所(施設入所支援事業等)との関係構築。
目標・共通認識	地域課題の把握と共有 相談支援・地域自立支援協議会等による地域課題解決に向けた取組状況の評価 地域自立支援協議会における相談支援の役割について再確認
取組内容と成果	5月14日(金)9:30～12:00[大和高田市市内] 平成22年度第1回中和圏域内市町村及び委託相談支援事業所担当者連絡会議を開催。 圏域内委託相談支援事業所と市町村相談支援担当職員、圏域担当弁護士による意見交換会。 各担当者が相談支援事例の近況報告と地域課題について報告し、共有化した。
今後の課題	引き続き、各相談支援事業所の連携とスキルアップのための連絡会議を開催し、地域課題の共有化と解決に向けた具体的な取り組み(研修会や地域自立支援協議会の活用等)について議論していくなかで、相談支援ネットワークの強化を行っていく。

○人材育成について

取組課題	○委託相談支援事業所に対する人材育成は行ったが、指定相談支援事業所や関係事業所への人材育成が不十分。 ○福祉サービス提供事業所に対する障害者の権利擁護に関する啓発が必要 ○地域社会における関係の希薄化が進行しており、従前のセーフティーネットが機能しない状況であるため、支援を要する人が早い段階で発見され、サービス利用等により支援を受ける事が難しくなっている。相談支援事業所・福祉サービス事業所だけでは、要支援者を早い段階で発見することは難しいため、関係機関を含めた地域住民への障害福祉に関する理解・啓発活動が必要である。また、そのような視点に立った地域自立支援協議会活動での取組みが必要。
目標・共通認識	地域ケアシステムの構築に向けた「相談支援」の必要性(重要性)についての共通認識をもつ人材の育成
取組内容と成果	①5月14日(金)9:30～12:00[大和高田市市内] 平成22年度第1回中和圏域内市町村及び委託相談支援事業所担当者連絡会議 ②4月22日(木)人材育成部会 13:30～16:00 4月28日(水)人材育成部会 13:30～16:00 ③圏域情報HPの更新(4月号) ④圏域情報HP簡易版編集(4月号)
今後の課題	指定相談支援事業所や各福祉サービス事業所との連携と研修会等の開催が必要。 また、相談支援事業の専門性を高めるための研修が必要。 地域に向けた取り組みにおいては、地域自立支援協議会を中心とした「地域づくり」を行うためのノウハウ(福祉分野以外の方々への巻き込み)の取得が必要。

○困難な相談事例に対する助言指導

事例1	
事例の概要（簡潔に）	軽度知的障害、薬物の製造・使用により逮捕。 執行猶予判決後、依存症対応可能な施設利用を行う。 家族との折り合いが悪く、逮捕時一人暮らし。 本人に罪の意識なく、再犯の可能性がある。
助言・指導の内容	今後の生活支援における家族を含めた関係機関の連携の必要性について
地域課題の内容	サービスを組み立てる相談支援事業所や、日中活動あるいは生活支援を行う福祉サービス事業の罪を犯した障がい者への支援スキルの獲得。さらに、地域における居住場所確保の観点から、地域住民への理解啓発の必要性。

事例2	
事例の概要（簡潔に）	知的障害と人格障害のある方への支援 生活支援施設における職員・利用者に対する暴力行為について
助言・指導の内容	医療機関との連携について確認する 本人の生育歴(虐待等の有無)について児童相談所との連携を確認 支援内容・本人への統一した対応等について指導 計画的な支援と地域生活に向けた本人のニーズ確認の必要性を指導
地域課題の内容	人格障害のある方への支援について、相談支援事業所や各福祉サービス事業所の役割分担と支援に必要なスキルの獲得

事例3	
事例の概要（簡潔に）	軽度知的障害で、高校中退の方への支援について 本人は福祉サービスの利用を希望しているが、家族の障害受容が難しいため、福祉サービスの利用も難しい
助言・指導の内容	本人ニーズの確認 福祉施設等の利用による家族への理解について
地域課題の内容	知的障害・精神障害による高校中退者に対する支援の必要性と、具体的な支援方法についての共有化。 高校中退後、自宅にこもり、表に出にくいニーズであるため、アウトリーチ的な動きが必要。その為には、地域におけるセイフティーネットの構築が課題。

その他 事例数	9
------------	---

※困難な相談事例…ケース会議・地域自立支援協議会で取り上げられたことがあり、かつ地域課題として広域的な対応や新たな社会資源が必要であるとして、引き続き、地域自立支援協議会が主体的に取り組む場合で、その際圏域マネージャーとして助言指導を行った(または行っている)もの。

22年度の達成目標 地域自立支援協議会の取り組みを振り返りながら、その役割を再確認し、今後の協議会のあり方について、協議会全体で共通認識を持つ。 (地域自立支援協議会における地域課題解決の取組を重ねるなかで、障がい者福祉に限らない「地域づくり」という視点を認識する) 圏域内の相談支援体制(総合相談支援体制)の整備に向けた課題を共有し、解決に向けた取り組みを行う。また、相談支援事業所と福祉サービス提供機関等とのネットワークを構築する。		6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
		相談支援事業と地域自立支援協議会の地域における役割の確認 相談支援事業所と福祉サービス提供機関との連携 相談支援事業所による地域自立支援協議会の活性化										
相談支援ネットワークづくり	2. 目標・共通認識	相談支援・地域自立支援協議会等による地域課題解決に向けた取組状況の評価 地域自立支援協議会における相談支援の役割について再確認(ニーズ把握と整理・解決策の検討と実施) 相談支援事業所と福祉サービス提供機関との連携強化の必要性について確認する。										
	3. ツール ①会議 ②講演会 ③圏域情報(HP) ④その他	③圏域HP ④その他 (事業所訪問)	①中和圏域内委 託相談支援事業 所連絡会議 ③圏域HP ④その他 (事業所訪問)	②研修会 ③圏域HP ④その他 (事業所訪問)	①中和圏域内委 託相談支援事業 所連絡会議 ③圏域HP ④その他 (事業所訪問)	②研修会 ③圏域HP ④その他 (事業所訪問)	①中和圏域内委 託相談支援事業 所連絡会議 ③圏域HP ④その他 (事業所訪問)	②研修会 ③圏域HP ④その他 (事業所訪問)	①中和圏域内委 託相談支援事業 所連絡会議 ③圏域HP ④その他 (事業所訪問)	②研修会 ③圏域HP ④その他 (事業所訪問)	①中和圏域内委 託相談支援事業 所連絡会議 ③圏域HP ④その他 (事業所訪問)	②研修会 ③圏域HP ④その他 (事業所訪問)
	4. ネットワーク段階	連絡会議等によって、相談支援事業所担当者間の連携は強化されつつあるが、障がい者(児)に対して直接支援を行う福祉サービス提供機関等との連携は不十分であり、相談支援を中心としたネットワーク構築はできていない状況である。また、地域にある指定相談支援事業所とのネットワークがないため、地域における相談支援ネットワークとしてはまだまだ不十分である。平成22年度は、これらの点を重点的に、ネットワーク化を図る取り組みを行う。										
	(備考) 共通スケジュールへの要望 ①県自立支援協議会 ②部会 ③運営委員会 ④ワーキング ⑤その他											
人材育成	5. 取組課題	指定相談支援事業所や各福祉サービス事業所との連携と研修会等の開催。 また、相談支援事業の専門性を高めるための研修。 地域に向けた取り組みにおいては、地域自立支援協議会を中心とした「地域づくり」を行うのノウハウ(福祉分野以外の方々への巻き込み)の取得。										
	6. 目標・共通認識	委託相談支援事業所と指定相談支援事業所の役割分担についての共通認識を持ち、相談支援ネットワークの重層化を図れる人材育成を行う。 「地域づくり」という視点に立った地域自立支援協議会の構築に向けた人材育成の必要性を共通認識する。										
	7. ツール ①研修会の開催 ②人材育成部会 ③圏域情報(HP) ④その他	②人材育成部会 ④その他 (指定相談支援事業所への訪問・情報提供)	②人材育成部会 ④その他 (指定相談支援事業所への情報提供)	①研修会 ②人材育成部会 ④その他 (指定相談支援事業所への情報提供)	②人材育成部会 ④その他 (指定相談支援事業所への情報提供)	①研修会 ②人材育成部会 ④その他 (指定相談支援事業所への情報提供)	②人材育成部会 ④その他 (指定相談支援事業所への情報提供)	②人材育成部会 ④その他 (指定相談支援事業所への情報提供)	②人材育成部会 ④その他 (指定相談支援事業所への情報提供)	②人材育成部会 ④その他 (指定相談支援事業所への情報提供)	①研修会 ②人材育成部会 ④その他 (指定相談支援事業所への情報提供)	②人材育成部会 ④その他 (指定相談支援事業所への情報提供)

平成22年度（4～5月）圏域マネージャー活動報告概要 【東和圏域】

担当者:村山 政志

〇22年度（4～5月）の達成目標と、それに対する進捗状況

達成目標	①山間地の資源開発 ②相談支援事業所のネットワークの確立 ③重度心身障害児・者の地域生活支援体制の構築
進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・山間地の資源開発については山添村の全戸調査アンケートが始まった。アンケート結果の分析などは毎週金曜日の午後から調査員と一緒にいることになっている。 ・曾爾村の事業所の新体系移行は人員の問題や補助金の関係で23年度になることがわかった。 ・相談支援のネットワークの確立は相談支援事業所事例検討会を開催した。また、「スターとライン」で居宅介護事業所への「自閉症について」の講演会を開催した。 ・事業所の外部委員として運営委員会にも参加。 ・「触法障害者ワーキングチーム」の事業所、行政、相談支援事業所当てにアンケート調査を行いワーキングチームで検討して、一旦解散して再構築する。 ・矯正施設から出所したケースの地域生活の支援も引き続き行っている。

〇相談支援ネットワークづくりについて

取組課題	<ul style="list-style-type: none"> ・山添村全戸訪問調査 ・触法障害者地域定着支援(個別ケース) ・介護事業所に対する講演会 ・指定相談支援事業所事例検討会
目標・共通認識	<ul style="list-style-type: none"> ・山添村で生活している人達からじかに生活のしづらさを聞き取り5年、10年後の山添村の住民福祉を村行政が施策に落とし込む。 ・触法障害者が地域で安心して生活ができるようにまた、地域住民にも安心を担保し、再犯につながらないように支援していく。 ・居宅介護事業所に障害児・者への理解と支援 ・相談支援センターが問題を抱え込まず、みんな考え客観的にケースを見る。ネットワーク作り
取組内容と成果	<ul style="list-style-type: none"> ・山添村の調査員に対して聞き取りの実地研修を行った。聞き方や文言の難しさ、言葉の裏側に隠れているニーズの引き出し方など細かく練習をした。 ・今後は聞き取りを行った週末に分析会議を行いすぐに手をつけなければならないこと、近々にやることなど優先順位を決め、事業に結びつけることを見つけて出す。 ・触法障害者の定着支援にはいづれも生活支援センター、行政、民生委員等と連携を組み実際の地域生活を支援している。 ・居宅介護事業所に集まってもらい「自閉症について」の講演会を行った。今後も継続しての勉強会を望む声が多く、対応していくことにした。 ・相談支援事業所6事業所が参加して1事例を取り上げ様々な角度から検討し、違ったアプローチの仕方をする方向性を出した。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・山添村の全戸訪問調査は長期にわたるため、調査員となる行政職や相談支援員が日常業務に支障をきたす恐れがある。また訪問を受けた人は自分の要望がすぐに実現するのではと期待してしまうので、節目節目で調査報告が必要になると思われる。 ・触法障害者の居住する地域に対し、障害者であることは伝えてあるが触法障害者であることは伝えていない。今後このようなケースが増えてくることが考えられるがどのようにして地域に触法障害者を受け入れてもらえるかが非常に難しい。 ・居宅介護事業所が障害児・者へのサービスの看板を上げているが実際に支援に入っているところは少ない。事業所のスキルの問題か、需要と供給の関係かを勉強会を通じて確かめていきたい。 ・困難事例のパターンが同じものが多く、切り口を変えてみるという発想が浮かばないようで、今後も事例検討会を重ねて、相談支援のあり方など個々のスキルアップはもちろん、相談支援の重要性が行政に伝わるようなことをしていく必要を感じた

○人材育成について

取組課題	<ul style="list-style-type: none"> ・宇陀地区自立支援協議会の充実 ・地域で活躍できる人材を発掘する
目標・共通認識	<ul style="list-style-type: none"> ・宇陀地区自立支援協議会は立ち上げ時に3行政が共通認識をもてなかった。事務局会議を重ね合議体での運営を行うことで今年度から改めて出直すことを確認した。 ・地域で活躍できる人たちに研修の場を与えスキルアップしてもらう。
取組内容と成果	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会を構成している、行政担当者や相談支援事業所、福祉サービス事業者に対して、個別ケースを基本にしてそれを積み重ねて地域の課題として部会や全体会で協議することを伝え、時にはワーキングチームを構成して課題解決に向けて連携するように話をした。 ・人材育成部会で地域で活躍している人で県の仕事を協力してもかまわないという人達に集まってもらい、相談支援を通じて県の主催する研修のグループリーダーをやってもらい、今後の研修の組み立てなどにも関わってもらうことになった。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・個別ケースをどのように取り扱うかを事業所や相談支援員に対して抱え込みにならないように、みておく必要を感じる。頻繁に足を運んでケースについての話を協議会に提出でできるようにしたい。 ・やる気のある人達にどのような形で研修に参加してもらいスキルアップをしてもらうかをできる限り目に見える形で伝えて行く方法が必要になると考える。

○困難な相談事例に対する助言指導

事例1

事例の概要（簡潔に）	精神障害を抱えた中学生の在学している学校において、十分な支援体制が整っていないことに起因する問題が発生している。
助言・指導の内容	これまでに関係機関が集まって協議してきた基本方針を確認するとともに、支援会議に参加していた教育委員会に協力を求めた。
地域課題の内容	地域だけの問題ではなく、学齢期の精神障害に対する支援が医療も含めて制度の狭間に落ち込んでいる。教育関係者や医療機関、障害福祉サービス事業所では解決できない「制度」の問題があり、県が国に対して事例を上申してもらいたい。

事例2

事例の概要（簡潔に）	矯正施設を出所して一人暮らしをしている人が、大声をだしたり、歩き回って階下の住民に迷惑をかけていると家主から連絡があった。
助言・指導の内容	障害福祉課、生活保護課、生活支援センター、居宅事業所とケース会議を開催して、医療的なケアを優先するようし、矯正施設に対して入所時の服薬などの情報開示を福祉事務所を通じて行った。
地域課題の内容	触法障害者が地域で生活するためには、なかなか地域で受け入れてもらえない。行政や福祉だけでは支えきれないところがあるが、徐々に地域に溶け込めるように周りで支える人達が地域との橋渡し役をする必要がある。

その他 事例数

※困難な相談事例…ケース会議・地域自立支援協議会で取り上げられたことがあり、かつ地域課題として広域的な対応や新たな社会資源が必要であるとして、引き続き、地域自立支援協議会が主体的に取り組む場合で、その際圏域マネージャーとして助言指導を行った(または行っている)もの。

22年度の達成目標		①山間地の資源開発 ②重症心身障害児・者の拠点作りの足がかり構築する ③相談支援事業所のネットワークの確立 ④市町村自立支援協議会への支援 ⑤困難事例ケースに対しての広									
区分		6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
相談支援ネットワークづくり	1. 取組課題	①山添村、天理市の相談支援調整会議の参加(天理:毎月2回山添村:毎月第2木曜日) ⑤宇陀市地域活動支援センター新体系移行支援 ③磯城郡3町自立支援協議会準備会(7月、9月、11月、1月、3月) ⑥御杖村新体系移行支援 ②定期的な指定相談支援事業所の事例検討会 ④曾爾村新体系移行支援 ⑦「地域定着支援センター」の設置 ⑧触法障害者の地域定着支援									
	2. 目標・共通認識	①個別ケースを取り上げ、相談支援センターで調整をし個別支援会議につなげる。 ②それぞれが抱えている困難ケースを相談支援事業所同士で検討し合いスキルアップにつなぎまたネットワークを構築する ③合議体出取り組むことで単独ではできない事業を構築する。 ④曾爾村に事業所を作ることで地域の核となる資源を目指す ⑤宇陀市地域活動支援センターが新体系に移行することにより精神の核となる事業所になる ⑥御杖村の将来を見据える ⑦「地域定着支援センター」の早期設置を実現して受け皿となる資源を開発する ⑧現在地域生活をしている触法障害者の定着支援のネットワークを作る									
	3. ツール ①会議 ②講演会 ③圏域情報(HP) ④その他	①山添村自立支援協議会事務局会議(毎月第3金曜日) ①天理市自立支援協議会定例会(6月21日、8月20日、10月20日、12月20日、2月21日) ①桜井市自立支援協議会生活部会(毎月第2火曜日) ②指定事業所事例検討会(7月9月11月1月3月)									
	4. ネットワーク段階	宇陀地区事業所訪問	矯正施設入所者保護面接	桜井市ほっとステーション	宇陀地区事業所訪問	矯正施設入所者保護面接	宇陀地区事業所訪問	宇陀地区事業所訪問	宇陀地区事業所訪問	宇陀地区事業所訪問	宇陀地区事業所訪問
(備考) 共通スケジュールへの要望 ①県自立支援協議会 ②県事務局会議 ③部会 ④運営委員会 ⑤ワーキング ⑥その他		①県自立支援協議会 ②事務局会議 ③運営委員会 ④触法ワーキング会議 ②事務局会議 ②事務局会議 ②事務局会議 ②事務局会議 ③運航委員会 ①県自立支援協議会 ②事務局会議 ②事務局会議 ②事務局会議 ②事務局会議 ②事務局会議 ②事務局会議 ②事務局会議 ②事務局会議 ②事務局会議 ③運営委員会 ③運営委員会 ③運営委員会 ③運営委員会 ③運営委員会									
人材育成	5. 取組課題	①居宅介護事業所の障害児・者支援の底上げ(8月、11月、2月)研修会 ②スターとラインの会議を重ね圏域内の主となる人材スキルアップしてもらおう ③事業所の外部委員となり運営委員会に参加助言									
	6. 目標・共通認識	①居宅介護事業所が障害児・者支援を広げ、ネットワークを組み資源を増やす。 ②スターとラインを毎月開催することで地域の課題や強みを引き出す。 ③外部委員として参画して、自主運営ができた時点で引く									
	7. ツール ①研修会の開催 ②人材育成部会 ③圏域情報(HP) ④その他	①認定調査員研修 ②人材育成部会 ④スターとライン	①市町村審査会委員研修 ②人材育成部会 ④スターとライン	②人材育成部会 ④スターとライン	③サービス管理責任者研修 ①相談支援従事者初任者研修 ②人材育成部会 ④スターとライン	①障害者ケアマネジメント指導者研修 ②人材育成部会 ④スターとライン	①相談支援従事者現任研修 ②人材育成部会 ④スターとライン	②人材育成部会 ④スターとライン	①サービス管理責任者研修 ②人材育成部会 ④スターとライン	②人材育成部会 ④スターとライン	②人材育成部会 ④スターとライン

22年度の達成目標	各地域自立支援協議会の運営機能強化 委託相談支援事業所、就労・生活支援センター「ハローJob」との連携強化 就労・療育・相談支援ネットワークの構築、及び社会資源の開発、整備											
	区分	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
相談支援ネットワークづくり	1. 取組課題	各自立支援協議会の運営機能強化 圏域内で専門的な療育が受けられる機関の資源開発 就業・生活支援センター「ハローJob」との連携を図り、就労支援関係者間の協働意識を高め、横のつながりによる支援体制 圏域情報（HP）を活用し相談支援事業、地域自立支援協議会の取り組み等を関係機関や地域住民へ情報提供										
	2. 目標・共通認識	個別支援会議から、地域課題を把握し、地域自立支援協議会で検討・解決に繋げるシステムづくり										
	3. ツール ①会議 ②講演会 ③圏域情報(HP) ④その他	五條・吉野地域自立支援協議会 十津川村地域自立支援協議会 各村地域自立支援協議会 圏域情報(HP)										
	4. ネットワーク段階	個別支援会議参加による関係者間の連携を深める										
(備考) 共通スケジュールへの要望 ①県自立支援協議会 ②部会 ③運営委員会 ④ワーキング ⑤その他	県自立支援協議会 運営委員会 ワーキング／(PT) 事務局会議											
人材育成	5. 取組課題	事業所・関係者のスキルアップ										
	6. 目標・共通認識	障害者の生活支援のあり方について共通認識をもつ。 研修会等にて地域住民への理解啓発を行なう										
	7. ツール ①研修会の開催 ②人材育成部会 ③圏域情報(HP) ④その他											

【意見交換用資料】

尾崎委員提言・報告

障害者自立支援グループサークル90

尾崎 功

1. 奈良市の介護事業所が、重度身体障害の利用者に対して、一週間前に翌月のケアを減らす旨連絡があったが、減ったケアを補うために他の事業者を紹介するという事はなかった。
2. 介護事業者が自立支援法のサービスを提供しているにもかかわらず、自立支援法に対する知識が不十分なことから利用者に対して不安を与える事例がある。

※ 介護事業者やその職員（ヘルパー等）の質的向上（モラルも含めて）を図るためにどのような対策を講じるべきか。